

岐阜県警察訓令第5号

岐阜県警察表彰等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和63年4月1日

岐阜県警察本部長

岐阜県警察表彰等の取扱いに関する訓令

第1章 目的

(目的)

第1条 この訓令は、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)に基づき、岐阜県警察職員(以下「職員」という。)及び警察部外の者等に対する表彰等の取扱いに関し、必要な手続を定めることを目的とする。

第2章 表彰の種類及び内容

(表彰の種類)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

(警察功績章)

第3条 警察功績章は、勤務成績が優秀で特に顕著な功労があり、次の各号のいずれかに該当する者(既に、警察功績章以上の表彰を受けたことのある者を除く。)に対して、その者の退職時にこれを授与する。

- (1) 30年以上警察に在職した警視又は警部(退職時に特別昇任した警部を除く。)及びこれに相当する一般職員
- (2) 30年以上警察に在職した警部補(退職時に特別昇任した警部を含む。)以下の警察官及びこれに相当する一般職員で、次のいずれかに該当する者
 - ア 優良警察職員として警察庁長官の賞詞を受けたことのある者又はその候補者として上申されたことのある者(警察庁長官が行う優秀警察職員表彰の候補者として上申されたことのある者を含む。)
 - イ 優秀警察職員として中部管区警察局長の賞詞を受けたことのある者又はその候補者として上申されたことのある者
 - ウ 優秀警察職員として本部長の賞詞を受けたことのある者
 - エ その他顕著な功労があり、表彰することが適当と認められる者

(賞詞)

第4条 賞詞は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して授与する。

- (1) 次に掲げる事項について、多大の功労があると認められる者
 - ア 重要犯罪の予防、鎮圧、捜査又は検挙
 - イ 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
 - ウ 災害又は変事における職務の遂行

エ 情報の収集

オ 警察上重要な改善、発明考案又は研究

- (2) 警察に 15 年以上勤続し、成績が特に優秀で、かつ、他の模範と認められる者
- (3) 警察に 20 年又は 30 年勤続し、この間職務に精励した者
- (4) 警察に 25 年以上勤続し、特に優秀な成績を収めて退職する者
- (5) 警察術科大会その他警察業務に関する競技等において、多大の功労があると認められる者
- (6) その他多大の功労があり、表彰することが適当と認められる者
(賞状)

第 5 条 賞状は、警察業務に関して顕著な業績があると認められる警察本部の部（室）、課（附置機関を含む。）、隊、所、警察学校、警察署又はこれに準ずる捜査本部等の組織（以下「部署」という。）に対して授与する。

[平成 8 年岐阜県警察訓令第 2 号・本条一部改正]

(賞誉)

第 6 条 賞誉は、次の各号のいずれかに該当する者又は部署に対して授与する。

- (1) 第 4 条第 1 号に掲げる事項について功労があると認められる者又は業績が優秀であると認められる部署
- (2) 初任科及び初任補修科並びに本部長の行う 2 か月以上の研修教養において、優秀な成績を収めた者
- (3) 警察に 15 年以上勤続し、優秀な成績を収めて退職する者
- (4) 警察術科大会その他警察業務に関する競技等において、功労があると認められる者又は部署
- (5) その他功労があり、表彰することが適当と認められる者又は部署

(感謝状)

第 7 条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当し、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して授与する。

- (1) 次のいずれかに該当する警察活動に協力したもの
 - ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
 - イ 被疑者の逮捕
 - ウ 青少年の補導、育成又は環境浄化
 - エ 交通安全活動
 - オ 人命救助
 - カ 災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (2) 警察共済組合職員等として 20 年以上在職して退職する者
- (3) 通信部職員として 20 年以上在職して退職する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、警察活動に協力したもの
(本部長賞)

第 8 条 本部長は、第 2 条に定める表彰に至らないものの、相当の功労があり、表彰することが適当と認められる職員に対して本部長賞を授与することができる。

[平成 30 年岐阜県警察訓令第 15 号・本条追加]

第3章 副賞

(副賞)

第9条 表彰には、別に定めるところにより金品を授与することができる。

[平成13年岐阜県警察訓令第27号・本条一部改正]

第4章 表彰の上申及び副申

(表彰の上申)

第10条 警察本部の部長、総務室長及び警務部監察課長は、所管事項について第5条に定める表彰又は第6条に定める表彰(部署に係るものに限る。)の必要があると認めるときは、本部長に上申するものとする。

2 警察本部の課長、隊長及び所長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、所管事項について第4条に定める表彰、第6条に定める表彰(部署に係るものを除く。)又は第7条に定める表彰の必要があると認めるときは、本部長に上申するものとする。

3 前2項の上申書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 一般表彰上申書 別記様式第1号
- (2) 犯罪検挙表彰上申書 別記様式第2号
- (3) 永年勤続表彰上申書 別記様式第3号

[平成8年岐阜県警察訓令第2号・第2項一部改正平成29年県警察訓令第22号・第1項一部改正]

(副申)

第11条 本部長は、第4条第1号及び第6号並びに第6条第1号及び第5号の表彰のうち、個人に係る表彰上申について、表彰に係る事項を所管する警察本部の部長又は総務室長に副申を求めることができる。

第5章 表彰の制限

(表彰の制限)

第12条 表彰は、次の各号に該当するものにはこれを授与しないことができる。

- (1) 第3条、第4条第2号、第3号、第4号及び第6号並びに第6条第3号及び第5号の表彰にあつては、過去1年以内に懲戒処分を受けたことのある者
- (2) その他表彰することが不相当と認められるもの

2 所属長は、被上申者に前項第2号に規定する事由が生じたときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

[平成7年岐阜県警察訓令第2号・第1項一部改正]

第6章 賞揚

(部(室)長等賞揚)

第13条 警察本部の部長、警務部参事官兼首席監察官、総務室長及び刑事部組織犯罪対策統括官は、所管事項についての功労、成績又は業績が、本部長表彰の程度にいたらない職員又は部署及び警察部外の者又は団体を賞揚し、職員又は部署に対しては賞を、警察部外の者又は団体に対しては感謝状を授与することができる。

[平成29年岐阜県警察訓令第22号・本条一部改正]

(所属長賞揚)

第14条 所属長は、職員及び警察部外の者又は団体を賞揚し、職員に対しては賞を、警察部外の者又は団体に対しては感謝状を授与することができる。

[平成 29 年岐阜県警察訓令第 22 号・本条一部改正]

第 7 章 雑則

(勤続年数計算の特例)

第 15 条 退職時表彰における勤続年数の計算は、次の特例によることができる。

- (1) 勤続年数が、表彰基準年数に 1 割以内不足する場合は、年齢 50 をこえる分の 2 分の 1 を勤続年数に加算する。
- (2) 死亡又は重度心身障害、行政整理などにより退職する場合は、勤続年数にかかわらずその都度決定する。
- (3) 警察職員と共済組合職員等の勤務期間は、相互に通算する。

2 警察組織の特別な要請により他の官公署等から採用された職員の退職時表彰、永年勤続表彰、優秀警察職員表彰については、採用後 5 年を経過した段階で、前官公署等の在職期間を通算する。

[平成 7 年岐阜県警察訓令第 2 号・第 2 項追加]

(死亡又は退職時の表彰)

第 16 条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退職したときは、死亡又は退職の日に遡って表彰する。

(簿冊の備付け)

第 17 条 警務部監察課に次に掲げる簿冊を備え、表彰の都度記録するものとする。

- (1) 職員表彰記録簿 別記様式第 4 号
- (2) 部署表彰記録簿 別記様式第 5 号
- (3) 部外者(団体)表彰記録簿 別記様式第 6 号

2 各所属にあつては、前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に準じた簿冊を備え、表彰又は賞揚の都度記録するものとする。

(表彰状の様式)

第 18 条 表彰状の様式は次のとおりとする。

- (1) 警察功績章 別記様式第 7 号
- (2) 賞詞 別記様式第 8 号
- (3) 賞状 別記様式第 9 号
- (4) 賞誉 別記様式第 10 号
- (5) 感謝状 別記様式第 11 号
- (6) 本部長賞 別記様式第 12 号

[平成 30 年岐阜県警察訓令第 15 号・第 6 号追加]

附 則

- 1 この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 警察表彰の取扱いに関する訓令(昭和 30 年岐阜県警察訓令第 4 号)は、廃止する。

附 則 (平成 2 年 7 月 31 日岐阜県警察訓令第 15 号)

- 1 この訓令は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の訓令の規定により交付された指示書、通知書等の証票は、この訓令による改正後の訓令の規定により作成された証票とみなす。
- 3 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の訓令の規定により作成された用紙(以

下「旧用紙」という。)がある場合においては、この訓令による改正後の訓令にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することができる。

附 則 (平成6年3月29日岐阜県警察訓令第5号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月1日岐阜県警察訓令第2号)

この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日岐阜県警察訓令第2号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年10月13日岐阜県警察訓令第25号)

この訓令は、平成12年11月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月30日岐阜県警察訓令第27号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日岐阜県警察訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月17日岐阜県警察訓令第22号)

この訓令は、平成29年10月17日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日岐阜県警察訓令第15号)

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

※別記様式省略